

高齢者虐待の現状と 高齢者虐待防止法の理解について

令和5年10月18日(水)

広島高齢者・障害者虐待対応専門職チーム所属
社会福祉士 吉本 律子

表記について

表記	正式名称
虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
国マニュアル	「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について 令和5年3月」 厚生労働省老健局 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00002.html
手引き	『市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き』 社団法人日本社会福祉士会 中央法規(2012)

本日の内容

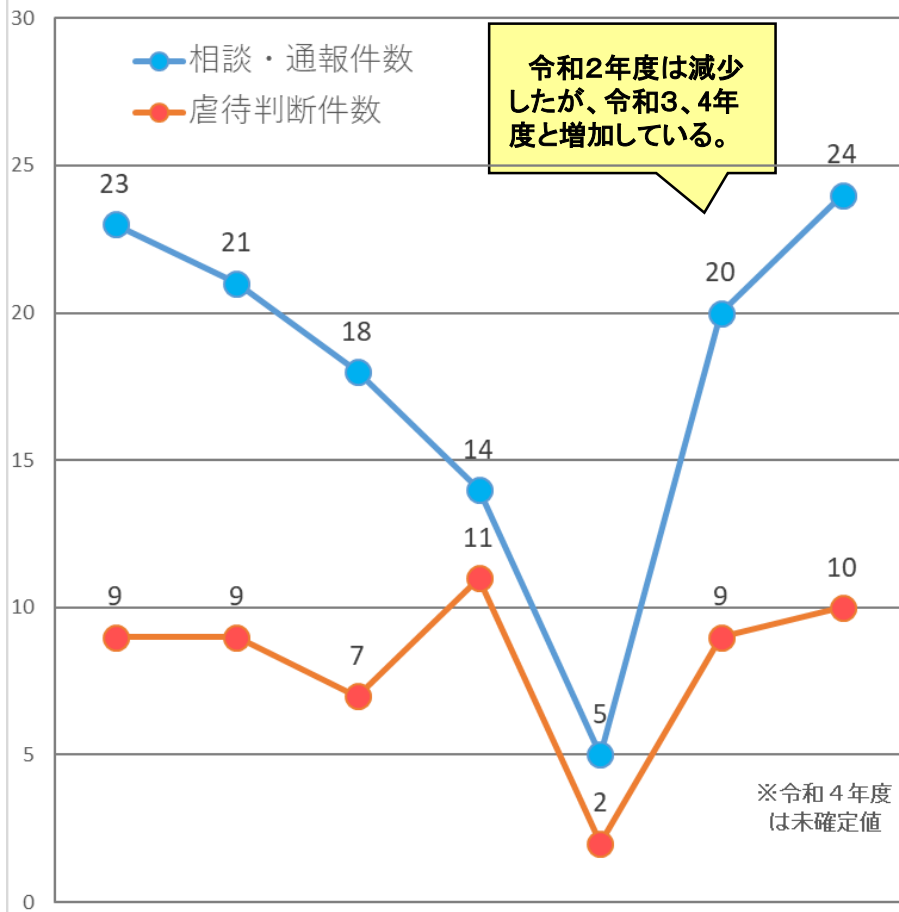
1. 令和3年度介護報酬改定に関する事項
2. 高齢者虐待の定義
3. 高齢者虐待の目的と権利擁護
4. 高齢者虐待の類型及び身体拘束について
5. 不適切ケアと虐待防止について
6. 個人情報保護と虐待対応における地方自治体の取扱い
7. まとめ 私たちができること

シンキングタイム①

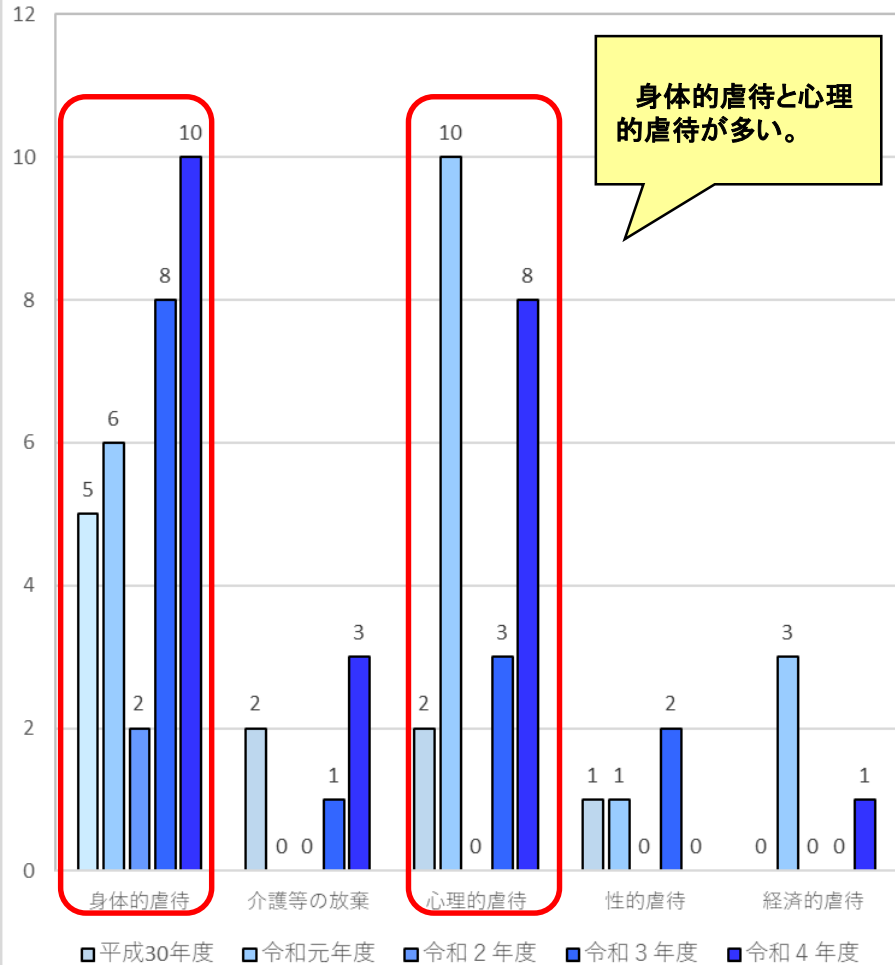
- ①トイレへの同行を求めたが「オムツにすればいい！」と対応してくれない。
- ②トイレに間に合わないと怒られる、「失敗するな！ ばか！」と言われる。
- ③「ちょっと待ってて」と言い、なかなか対応してくれない。
- ④どうせ失敗するからとりハビリパンツのまま過ごさされる。
- ⑤無理やり食事を口に押し込められる。
- ⑥言うことを聞かなければ「食事は抜きだ」と脅される。
- ⑦外に出たい、動きたいのに動けない。動かないように薬を飲まされる。
- ⑧話しかけているのに、聞こえないふりをされた。
- ⑨「しつけ」と称して叩かれる。失敗した「罰」だと言われ叩かれる。
- ⑩「●●ちゃんはほんとだめねえ」とからかわれる。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の現状（広島市）

（件） 相談・通報件数、虐待判断件数



（件） 虐待の種類別内訳 複数回答



虐待の未然防止・早期発見のに向けた取組の推進（省令改正）

▶ 高齢者虐待防止の体制整備の義務化

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための**委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める**ことを**義務**づける。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000943605.pdf>



- ① 虐待の防止のための対策を検討する**委員会（※）**を**定期的**に開催するとともに、その結果について、**従事者に周知徹底**を図ること。
- ② 虐待の防止のための**指針**を整備すること。
- ③ 従事者に対し、虐待の防止のための**研修**を**定期的**に実施すること。
- ④ 上記措置を適切に実施するための**担当者**を置くこと。

全ての介護サービス事業者が対象

※ 虐待防止委員会に求められる役割は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策の検討等

3年間の経過措置期間あり。**令和6年4月1日より義務**、それ以前は**努力義務**

定期的な研修の実施回数について

事業者は虐待の発生又は再発を防止するため、「虐待の未然防止」「虐待の早期発見」「虐待等への迅速かつ適切な対応」の観点を踏まえて実施する。

年2回以上	(地域密着型)特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
年1回以上	上記以外のサービス
その他	新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する

高齢者虐待の捉え方

高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること。

(国マニュアルP2～5)

【定義(法第2条)】

誰が？	「養護者」または <u>「養介護施設従事者等」</u> が
誰に？	高齢者(<u>65歳以上の者</u>)に
どうする？	身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待を行う。

養護者の捉え方

高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの。
(虐待防止法第2条2項)

＝高齢者の日常生活において何らかの世話をする者

例えば…高齢者の金銭を管理する。

食事や介護の世話をする。

自宅や自室の鍵の管理をする。

※ 同居しているかどうかは問わない。

養介護施設従事者等に該当しない施設等(有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅等)については、高齢者虐待防止法上の養介護施設従事者等による虐待の規定は適用されない。

提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応していく。
(国マニュアルP3～4)

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業 	「養介護施設」 又は 「養介護事業」 の業務に従事する者 (※)
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 	

(※)業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者(施設長、事務職員等)や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含む。(高齢者虐待防止法第2条5項)
 (国マニュアルP4)

65歳未満の者への虐待について

65歳未満の者に虐待が生じている場合も支援が必要。

- 介護保険法の第一号被保険者・第二号被保険者が、地域で自立した日常生活を送るための支援である地域支援事業（包括的支援事業）の権利擁護業務では、成年後見制度の活用の促進や老人福祉施設等への措置の支援を行う。
- 老人福祉法（第5条の4）では、措置の対象者を「65歳以上の者（65歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含む）」と定めている。
- ただし、18歳以上65歳未満の在宅の障害者に対する養護者による虐待については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以降「障害者虐待防止法」と表記）での対応が基本。

（国マニュアルP2～3）

65歳以上の障害者への虐待について

- 65歳以上の障害者は、法と障害者虐待防止法のいずれの支援対象にもなる。
- これらの法律の間に優先劣後の関係はないため、障害福祉所管課と連携のうえ、本人の状況に応じて各法律の規定により対応する。(障害者支援施設への保護が適切な場合は、障害者虐待防止法を適用する等)

(国マニュアルP3)

虐待防止法の取り扱いに準じた対応の例

- 養護・被養護の関係が明らかでない65歳以上の高齢者への虐待
- 養護者に該当しない場合は、法の直接の対象とならない。ただし、高齢者が何らかの権利侵害を受けている場合、介護保険法の地域支援事業における権利擁護事業や老人福祉法上の措置等により、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応をすることが求められる。
 - 事案によっては「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)や刑法等により対応する。
 - 通報・相談の段階では養護者かどうかの判定が難しいケースもあることから、まずは「養護者による高齢者虐待」事案として事実確認等を行ったうえで、DV法の所管課や関係機関につないでいく等の対応を行う。

(国マニュアルP5～6)

シンキングタイム②

高齢者虐待対応の目的は何でしょうか？
と質問を受けました。
あなたならどう答えますか？



高齢者虐待対応の目的

高齢者虐待の防止とともに、
高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を
国及び地方公共団体の公的責任のもとで促進すること。

法 第一条(目的)

この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

シンキングタイム③

それでは
「尊厳の保持」とはどのようなことでしょうか？



個人の尊厳とは

すべての個人が互いを人間として尊重する法原理

自己決定 自己表現 自己実現

【憲法第13条】（個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉）

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

【社会福祉法3条】（福祉サービスの基本理念）

福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに育成され、（中略）、支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

【介護保険法74条6項】

指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又は法律に基づく命令を遵守し、要介護者のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

権利侵害
人格尊重義務違反

いつ叩かれるかとビクビクする
安心できない

叩かれるのは自分が悪いから
自信が持てない

叩かれるしかないと思い込む
自由でない

「安心・自信・自由」
が奪われた状態



虐待＝個人の権利(国民の権利)が守られていない状態

養介護施設従事者等による高齢者虐待類型(例)

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(国マニュアルP10)

類 型	どういふことか？(例)
<p data-bbox="73 662 117 886">身体的虐待</p> <p data-bbox="156 201 446 248">①暴力的行為</p> <p data-bbox="156 465 842 615">②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <p data-bbox="156 1258 813 1353">③正当な理由なく<u>身体を拘束</u>すること。</p>	<p data-bbox="871 201 1856 405">平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。ぶつかって転ばせる。刃物や器物で外傷を与える。入浴時、熱い湯やシャワーをかけて火傷させる。本人に向けて物を投げつけたりする。など</p> <p data-bbox="871 465 1856 1148"> 医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 介護がしやすいように、職員の都合でベッド等に抑えつける。 車いすやベッドから移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。 通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。など </p>

正当な理由なく身体を拘束することは**身体的虐待**です

高齢者虐待防止

平成12年4月 介護保険法施行

介護保険施設等では、利用者本人や他の利用者の生命や身体を保護するために身体拘束その他の行動制限は原則禁止

※緊急やむを得ない場合を除く

指定介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準 第11条
(指定介護福祉施設サービスの取扱い方針)

4 指定介護老人福祉施設は指定介護福祉施設サービスの提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

平成13年3月「身体拘束ゼロへの手引」

厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」



身体拘束の11項目

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることができない居室等に隔離する。

出典：厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議 身体拘束ゼロへの手引き 2001 P7
(国マニュアルP14)

緊急やむを得ない場合

1 緊急やむを得ない場合を除いて身体拘束は原則すべて高齢者虐待に該当する。

例外3要件 すべてを満たしていることが必要

①切迫性

利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

②非代替性

身体拘束以外に代替する介護方法がないこと

③一時性

身体拘束は一時的なものであること

2 組織として慎重に検討し、決定する

⇒身体拘束廃止委員会等のチームアプローチ

⇒その根拠を記録に必ず残す(個別支援計画に必要な事項を記録(態様・時間・対象者の心身の状況等)する・そのつど経過を記録する等) ※2年間保管

3 本人・家族に丁寧な説明を行い、同意を得る

⇒単に同意を得ればよいということではない。家族が希望すれば実施していいのか？

⇒第三者や専門家の意見も取り入れる。

(国マニュアルP13、14)

緊急やむを得ない場合

4 留意事項

当該記録があったとしても、身体拘束等の適正化を図るため、運営基準に基づき、以下の措置を講じられていなければ、報酬基準及び解釈通知の規定による報酬請求上の措置として、身体拘束廃止未実施減算を適用する。

- ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従事者に周知徹底を図ること。
- ②身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

改善計画を提出し、改善が図られるまで、その事実が生じた月（行政側が発見した月）の翌月から少なくとも3か月間は、所定の単位数の100分の10に相当する単位数を減算することが規定されている。

（国マニュアルP13、14）

類 型	どういふことか？(例)
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">介護・世話の放棄・放任</p> <p>①必要とされている介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <p>②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p>	<p>入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。褥瘡ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。おむつが汚れている状態を日常的に放置している。健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。</p> <p>健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。</p> <p>室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど、劣悪な環境に置かせる。など</p> <p>医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。</p> <p>処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。</p> <p>介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る。など</p>

類 型	どういふことか？(例)
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">介護世話の放棄・放任</p> <p>③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <p>④ 高齢者の権利を無視した行為、又はその行為の放置</p> <p>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</p>	<p>ナースコールを使用させない、手の届かないところに置く。 必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。など</p> <p>他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的 hand 立てをしていない。 高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない。 必要なセンサーの電源を切る。など</p> <p>施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。など</p>

類 型	どういふことか？(例)
心理的虐待	<p>①威嚇的な発言、態度</p> <p>怒鳴る、罵る。「ここにいらなくしてやる」、「追い出すぞ」などと言ひ脅す。など</p>
	<p>②侮辱的な発言、態度</p> <p>排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う。排せつ介助の際、「臭い」、「汚い」などと言う。 子ども扱いするような呼称で呼ぶ。など</p>
	<p>③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <p>「意味もなくコールを押さないで」、「なんでこんなことができないの」などと言う。他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言ひふらす。話しかけ、ナースコール等は無視する。 高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみる(他の利用者にやらせる)。など</p>
	<p>④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <p>トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など</p>

類 型	どういふことか？（例）
<p data-bbox="73 505 127 729">心理的虐待</p> <p data-bbox="156 201 838 301">⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</p> <p data-bbox="156 572 330 615">⑥その他</p>	<p data-bbox="871 201 1866 511">本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。など</p> <p data-bbox="871 572 1846 986">車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 入所者の顔に落書きして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。など</p>

類 型	どういふことか？(例)
<p data-bbox="73 419 127 601">性的虐待</p> <p data-bbox="156 201 807 405">本人への性的な行為の強要 又は 性的羞恥心を催すあらゆる形態 の行為</p>	<p data-bbox="871 201 1879 772">性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 性的な話を強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる)。 わいせつな映像や写真を見せる。 本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、 下(上)半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。 またその場面を見せないための配慮をしない。など</p>
<p data-bbox="73 993 127 1219">経済的虐待</p> <p data-bbox="156 851 826 1319">本人の合意(※)なしに、 又は、 判断能力の減退に乗じ、本人の 金銭や財産を本人以外のために 消費すること。 あるいは、 本人の生活に必要な金銭の使用 や本人の希望する金銭の使用を 理由なく制限すること。</p>	<p data-bbox="871 851 1866 1262">事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 金銭、財産等の着服・窃盗等(高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない)。 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など</p>

本人の合意について

認知症などで金銭管理状況や用途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者または親族との関係性・従属性や従来の世帯の状況から、異論を言えず半ば強要されている場合等があるので、慎重な判断を要す。

(国マニュアルP12)

養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

虐待の発生要因として最も多かったのは

- ①「教育・知識・介護技術等に関する問題」次いで
- ②「職員のストレスや感情コントロールの問題」
- ③「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」
- ④「倫理観や理念の欠如」であった。

表7 虐待の発生要因（複数回答）

内容	件数	割合（%）
教育・知識・介護技術等に関する問題	415件	56.2
職員のストレスや感情コントロールの問題	169件	22.9
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等	159件	21.5
倫理観や理念の欠如	94件	12.7
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	71件	9.6
虐待を行った職員の性格や資質の問題	55件	7.4
その他	19件	2.6

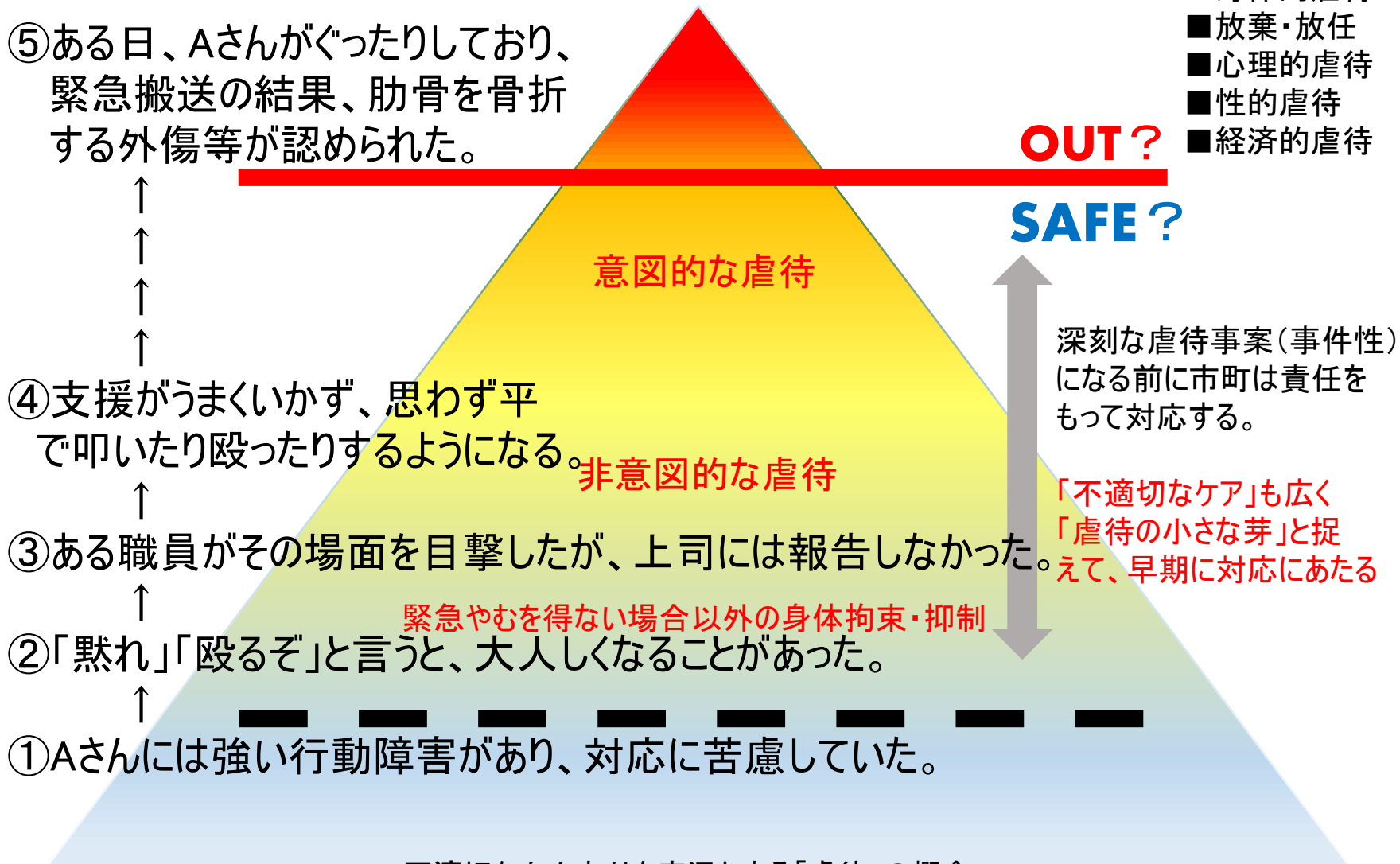
（注）都道府県が直接把握した事例を含む 739 件に対するもの

厚生労働省

令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果より抜粋

深刻な虐待に至るまでに必ずグレーゾーンがある

- (虐待の種類)
- 身体的虐待
 - 放棄・放任
 - 心理的虐待
 - 性的虐待
 - 経済的虐待



不適切なかかわりを底辺とする「虐待」の概念

「高齢者虐待を考える介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集」を参考に講師作成

深刻な虐待に共通していること

- ① 小さな虐待から大きな虐待にエスカレート
⇒ 不適切なケア＝虐待につながるグレーゾーンがある
例えば 「ちょっと待ってね。」と対応しない。
内服が難しいことから、食事に混ぜて服薬する。
食事を機械的に口にに入れる。
など
- ② 結果、取り返しのつかない最悪のケースとなる
(刑法; 傷害致死罪(205条)、傷害罪(204条))
- ③ 複数の職員が複数の利用者に対して長期間にわたり虐待
- ④ 介護負担やストレス・組織風土
- ⑤ 通報義務の不履行
- ⑥ 設置者、管理者による組織的な隠ぺい
- ⑦ 事実確認調査に対する虚偽
- ⑧ 研修・教育の不足・ケアの質

等々

虐待防止法

早期発見・通報規定

(法第5条) 高齢者虐待の早期発見等(努力義務)

1 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、**高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。**

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた**高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。**

(法21条) 養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等

1 養介護施設従事者等は、(中略)・・・業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと**思われる**高齢者を発見した場合は、**速やかに、これを市町村に通報しなければならない。**

虐待防止法

通報者の保護

(法8条) 通報者や届出者の秘匿義務

市町村等は、通報や届出した人が誰か特定できる情報をもらしてはならない。

(法21条6項) 通報の例外規定

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

(法21条7項) 通報による不利益の禁止

養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

判断のポイント

- ① 虐待しているという「自覚」は問わない
- ② 本人の「自覚」も問わない
- ③ 家族の意向(身体拘束を求められても)安易に身体拘束を行わない
- ④ 虐待の判断はチームで必ず行う
 - ⇒ サービス事業所内では「(例)虐待防止委員会」において判断する
 - ⇒ 「虐待防止員会」が機能しない場合は勇気をもって通報する
 - ⇒ 通報を受けた市町村は、迅速に調査(対応)する

個人情報保護と虐待対応における地方自治体の取扱い

個人情報
の保有・
提供

(個人情報の保護に関する法律 第61条第1項)

⇒行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む)の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定する必要がある。

⇒虐待対応の事実確認や対応の事務は、法令(条例を含む)の定める所掌事務又は業務に該当し、当該事務を遂行するために必要な個人情報は保有することができる。

(個人情報の保護に関する法 第69条第1項・第2項)

⇒原則として利用目的の範囲内で行う。

⇒利用目的の範囲外で臨時的に利用・提供する場合であっても、個人情報保護法第69条第2項各号に該当する場合には、利用・提供することが可能。

例外
規定

(個人情報の保護に関する法律 第27条)～第三者提供の制限～

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合 ⇒事実確認は、第1項にあたる

二 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得るのが困難であるとき ⇒事実確認の目的は、高齢者の生命・身体・財産に対する危険からの救済にあるから、第2項に当たる。

三 略

四 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるあって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。⇒関係機関は、市町が法の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある

以下、略

施設内で虐待を発見した時は、速やかに市町村に通報すること(通報義務)が規定されています。

施設・事業所内で対応しても
通報義務は消失しません！

虐待防止法

養介護施設の設置者、要介護事業者の責務(国マニュアルP35)
養介護施設等は、職員に対し、虐待発見時の通報義務、通報先の周知を行うことが必要。
経営者・管理者層は、虐待の未然防止、早期発見に努めるとともに、職員からの報告等により虐待(疑い)を発見した場合は、自ら通報義務を負うことを自覚する必要がある。

(法24条)通報等を受けた場合の措置

市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受け、又は都道府県が第22条第1項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、要介護施設の業務または養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

広島市役所健康福祉局 地域包括ケア推進課

電話 082-504-2648 FAX 082-504-2136

連絡先

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

広島市における養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応の流れ

① 高齢者虐待通報受理・届出受理

受理機関：地域包括ケア推進課

② 事実確認のための調査

虐待の事実が認められた場合

③ 業務改善計画書の提出要請

- (1) 改善が必要と考えられる事項について通知します。
- (2) 養介護施設等は、通知に定められる期限内に業務改善計画書を提出します。

④ モニタリングの実施

改善計画の達成期日が経過した段階で、高齢者虐待の再発防止に向けた評価を行います。

虐待対応終結の2要件

- (1) 虐待が解消し、高齢者が安心してサービスを利用できるようになったと確認できること。
- (2) 虐待の要因となった課題について、養介護施設・事業所が再発防止のための方策を講じ、効果を上げていると確認できること。

事実確認のための調査

状況に応じて、次のいずれかで実施します。

調査方法

- ・ 運営指導、実地検査（介護保険法）
- ・ 立入検査（老人福祉法）

調査内容

高齢者本人

- ・ 虐待の事実と経過
- ・ 高齢者の安全確認と身体・精神・生活状況等の把握
- ・ サービスの利用状況 など

養介護施設等

- ・ サービスの提供状況
- ・ 虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
- ・ 職員の勤務体制
- ・ 高齢者虐待の防止のための取組 など

業務改善計画書の作成について

以下の内容について確認します。

- ・ 具体的な改善計画が記載されているか。
- ・ 改善計画に期限（達成時期）が設けられているか。
- ・ 虐待の発生防止にかなった内容が記載されているか。など

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

高齢者虐待(疑いも含む)を発見した際の対応について

速やかな初期対応

①利用者の安全確保

②事実確認

③組織的な情報共有と対策の検討

④本人・家族への説明や謝罪

⑤原因分析と再発防止の取組

事実確認の実施について (資料①)

1. 事実と主観を区別し、あいまいな表現は避け具体的に確認
 - ・いつ、誰が、誰に、何を、どのように、なぜ、したのか。
 - ・本人にいつ、どこに、どのような傷等があったのか。その傷等を誰が確認したのか。
 - ・本人は何と言っていたのか、どんな様子だったのか。
 - ・目撃者した人はいるのか。 など

2. 確認した内容を正確に記録

広島市への相談・通報は、「虐待が疑われる事実」を把握した段階で、事実確認と並行して速やかに行います。

職員が高齢虐待を発見した場合の対応について決めておきましょう。



高齢者の住所地と居住地が異なる場合の対応の主体

<p>相談・通報・届出を受け、事実確認等の対応</p>	<ul style="list-style-type: none">• 高齢者が居住する市町村が通報・届出を受け、事実確認等の対応を行う。• 高齢者の住民票所在地市町村は、必要となる各種情報の提供をはじめ、居住市町村と連携協力体制を築きながら、高齢者の安全確保や虐待対応にも協力する。
<p>老人福祉法のやむを得ない事由による措置等</p>	<ul style="list-style-type: none">• 基本的には、高齢者が居住する市町村が対応する。
<p>成年後見制度の市町村長申立</p>	<ul style="list-style-type: none">• 基本的には、生活保護の実施機関、入所措置の措置権者、介護保険の保険者、自立支援給付の支給決定市町村が実施する。ただし、高齢者が居住する市町村の申立でも認められている。(関係市町村間で協議し、高齢者の権利利益を守ることが必要)

(国マニュアルP43)

虐待を防止するには

背景・要因の解消・・・不適切なケアを減らす。虐待の芽を摘む。



背景・要因の分析・・・要因から分析し、相互作用を把握する。



結果的に、虐待の防止につながる。

組織的な取り組みを行い、職員個々人が必要な役割を果たす

養介護施設従事者による虐待の背景・要因(例)

【組織運営に起因する要因】

- ①ケアの理念や組織運営の方針が明確でない。
- ②各職種の責任や役割が明確でない。
- ③業務の流れが効率優先である。
- ④職員教育の体制が整っていない。
- ⑤第三者や当事者などへの情報公開に消極的である。等



【負担やストレス・組織風土に起因する要因】

- ①人手不足により休憩が取れない、夜勤時の負担が大きい。
- ②空間の密室性、閉鎖性、周囲の無理解
- ③職場内の人間関係がぎこちない。
- ④他の職員の言動を見て見ぬふりをする。無関心。
- ⑤組織内の連絡体制が整っていない。等

相互作用 重複



【ケアの質・倫理観に起因する要因】

- ①障害特性を理解していない。
- ②利用者の状況が把握できていない。
(アセスメント不足)
- ③アセスメントやケアについて学習する機会がない。考えない。
援助技術が身につけていない。
- ④個別計画と実際のケアの内容が合致していない
- ⑤関係法令を知らない。知ろうともしない。等



【チームアプローチに起因する要因】

- ①リーダーの役割が不明確である。
- ②チームとして担当する範囲や業務の確認ができていない。
- ③職員間の情報共有の仕組みが整っていない。
- ④チームでの意思決定の仕組みや手順がない。
- ⑤誰かがやってくれるという意識が強い。等



個々の役割として(私たちができること)

- ✓ 虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、予防・早期発見に努める
- ✓ 倫理観や権利擁護を常に意識する
- ✓ 誠実な施設・事業所の運営と支援の質の向上を目指す
- ✓ 職員同士の連携と風通しの良い支え合う
- ✓ 隠さない、嘘をつかない

通報することは「虐待した人を罰すること」ではありません。
「法人や施設に損害をあたえること」でもありません。

「通報はすべての人を救うこと」

組織として

- 介護の基本(理念)がすべての職員に浸透していますか？
- 業務分担に偏りはありませんか？
- 職員のストレスマネジメントは行われていますか？
- 利用者の家族に話せないこと(隠し事)はないですか？
- 自分たちの都合を押し付けたケアを行っていませんか？
- 他人ごとではなくチームアプローチとしてケアを行えていますか？
- 日々のケアの振り返りは組織的に行われていますか？

最後のシンキングタイム④ ○×クイズ

- () 高齢者本人が同意している場合は、身体拘束にあたらぬ。
- () 同僚の虐待行為は認識していたが、自分には行っていないので、虐待にはあたらない。
- () ショートステイの利用者が「A職員に脅された」と話したが、認知症もあり、事実かどうかは不明なのでそのまま聞き流した。
- () 同僚の虐待行為を発見したが、個人情報保護を優先し、通報しなかった。
- () 虐待行為をしていた職員を解雇してくれたのでこれで安心だ。
- () 高齢者虐待は、法的に罰するための法律ではないので、暴力行為をしても罰を受けることはない。
- () 要介護施設に該当する施設ではないので、通報する必要はない。
- () 一時的に利用者の金銭を借りただけなので問題ない。

参考文献・参考資料

- 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について 令和5年3月」厚生労働省老健局
- 社団法人日本社会福祉士会(2012)『市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き』
- 「高齢者虐待を考える 介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集」認知症介護研究・研修センター(仙台・東京・大府) ホームページ「認知症介護情報ネットワーク Dcnet」上でPDFファイルで無償公開
https://www.dcnet.gr.jp/support/research/center/detail_65_center_3.php
- 令和4年度広島市介護サービス事業所集団指導研修
共通資料2「高齢者虐待の防止について」
広島市ホームページ ページ番号314974